



健康の庫 お薬手帳情報参照サービス
契約約款

2019年10月1日

株式会社STNet

目 次

第1章 総則	
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 提供区域	
第4条 提供区域	2
第3章 契約	
第5条 契約者の条件	2
第6条 契約の単位	2
第7条 サービス申込の方法	2
第8条 サービス申込の承諾	2
第9条 契約内容の変更	2
第10条 契約者の権利の譲渡禁止	2
第11条 契約期間	3
第12条 契約者が行う契約の解除	3
第13条 当社が行う契約の解除	3
第14条 その他の提供条件	3
第4章 利用に係る義務	
第15条 契約者等の義務	3
第16条 管理者の選任	4
第17条 個人情報等の取り扱い	4
第18条 第三者利用	4
第19条 利用環境の整備	4
第20条 アカウント等の管理	4
第21条 ソフトウェア等の管理	4
第22条 機器等の管理	5
第23条 申請情報の提供	5
第24条 電子メールによる応答義務	5
第25条 技術基準の維持	5
第26条 セキュリティ事故及び欠陥に対する報告	5
第5章 附帯サービス	
第27条 附帯サービス	5
第6章 提供停止等	
第28条 利用の一時中断	5
第29条 提供中止	5
第30条 提供停止	6
第31条 利用の制限	6
第32条 提供の廃止	7
第7章 料金等	
第33条 料金	7
第34条 料金の支払義務	7

第35条	料金の計算方法等	7
第36条	割増金	7
第37条	提供停止と解除	8

第8章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第38条	ソフトウェアの著作権等	8
第39条	データ等の取り扱い	8
第40条	指定ソフトウェア	8
第41条	バックアップ等	8
第42条	運用管理・データの利用等	8
第43条	ソフトウェアの更新等	8
第44条	解除時のデータ・ソフトウェア等	9

第9章 保守

第45条	修理又は復旧の順位	9
------	-----------	---

第10章 損害賠償

第46条	免責	9
第47条	利用責任	10
第48条	お客さま情報の保護	10

第11章 雑則

第49条	承諾の限界	10
第50条	特約条項等	10
第51条	法令に規定する事項	10

別記		11
1	氏名等の変更	12
2	契約者の地位の承継	12
3	サービスの禁止事項	12
4	管轄裁判所	13
5	新聞社等の基準	13
6	支払い証明書等の発行	13

料金表		14
-----	--	----

附則		18
----	--	----

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この健康の庫 お薬手帳情報参照サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、この約款に基づき、健康の庫 お薬手帳情報参照サービス（以下「本サービス」といいます。）及び本サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限り、以下「附帯サービス」といいます。）を利用する契約者（以下「契約者」といいます。）に提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 お薬手帳情報参照サービス	本サービス
2 お薬手帳情報管理サービス	ユーザーのお薬手帳情報を当社所定のサーバーに複製し、お薬手帳情報が更新される都度、最新状態に更新するもので、ユーザーが指定する加入施設から参照できるようにすることでユーザーの健康維持管理に活用できる、当社が別途提供するサービス
3 e薬Link	公益社団法人日本薬剤師会が、電子お薬手帳サービス提供事業者等に向けて提供する電子お薬手帳相互参照サービス
4 ユーザー	当社が別途提供するお薬手帳情報管理サービスの利用登録を行い、利用する患者
5 お薬手帳情報	投薬を受けるユーザーの氏名等個人を特定できる情報、及びユーザーが受けた薬剤の調剤日、名称、用法、用量その他必要に応じて服用に際して注意すべき事項
6 薬局等	薬局、病院、診療所、その他医療機関
7 加入施設	本サービスの利用申込を行い、利用できる薬局等
8 契約者	本サービスの契約者
9 管理者	契約者により指定され、加入施設内における本サービスの利用環境や利用者ID等を管理する者（薬局においては管理薬剤師）
10 利用者	加入施設において、本サービスを利用する者
11 契約者等	契約者、管理者及び利用者
12 管理者ID	本サービスにログインするにあたって、管理者本人を特定する認証情報
13 利用者ID	本サービスにログインするにあたって、利用者本人を特定する認証情報
14 アカウント	管理者ID及び利用者ID
15 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 提供区域

(提供区域)

第4条 当社が提供する本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第3章 契約

(契約者の条件)

第5条 本サービスの契約者は、以下に掲げる要件のいずれかの施設の者に限ります。

- (1) 医療法における医療提供施設であること
- (2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」における薬局であること

2 前項における施設の利用者は、当該施設に属する医師もしくは薬剤師のみとします。

(契約の単位)

第6条 当社は、料金表第1表第1（利用料金）に規定する1の細目ごとに1の契約を締結します。契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(サービス申込の方法)

第7条 本サービスの申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 本サービスの種別及び細目
- (2) その他本サービス申込の内容を特定するための事項

(サービス申込の承諾)

第8条 本契約は、本サービスの申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が第5条（契約者の条件）の要件を満たしていないとき。
- (3) 申込者が本サービスの料金の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 申込者が第30条（提供停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの提供の停止を受けている、又は本契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 申込者が本サービス以外の当社の提供するいずれかのサービスの提供停止を受けている、又は当社が行ういずれかの提供の解除を受けたことがあるとき。
- (6) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (7) その他、本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社が申込みを承諾した場合、管理者ID、パスワード、電子証明書及び電子証明書PINを発行し、管理者に通知します。

(契約内容の変更)

第9条 当社は、契約者から請求があったときは、第7条（サービス申込の方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（サービス申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者の権利の譲渡禁止)

第10条 本契約に基づく契約者の権利は、譲渡することができません。ただし、別記2に定める場合は除きます。

(契約期間)

第11条 本契約の契約期間は、以下とします。

- (1) (初回) 第8条(サービス申込の承諾) 1項に規定する当社によるサービス申込承諾時を契約開始日とし、サービス提供開始日の翌月1日からの1年後を契約満了日とします。
 - (2) (自動更新時) 前回契約満了日の翌日を契約開始日とし、1年後を契約満了日とします。
- 2 サービス提供開始日は、入金確認後、当社から書面等により通知します。
 - 3 契約満了日の2ヵ月前までに契約者から特に申し出がない場合は、契約満了日の翌日をもって契約は自動更新します。

(契約者が行う契約の解除)

第12条 契約者は、契約を解除しようとするときは、予め当社に書面により通知していただきます。

- 2 契約者は、第5条(契約者の条件)の要件を満たさなくなった場合、速やかに当社にその旨を通知し、契約を解除していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第13条 当社は、第30条(提供停止)の規定より本サービスの提供を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、本契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第30条(提供停止)第1項及び第2項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第30条(提供停止)の規定にかかわらず、本サービスの提供停止をしないで本契約を解除することがあります。
- 3 当社は、契約者が第37条(自動更新時における提供停止と解除)に該当する場合に、本契約を解除します。
- 4 当社は、契約者において、破産、民事再生、会社更生の申立て又は第5条(契約者の条件)の要件を満たさなくなった場合、その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本契約を解除することがあります。
- 5 当社は、前4項の規定により本契約を解除しようとするときは、予め契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 6 契約の解除による契約者の損失、損害等に対しては、当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負いません。

(その他の提供条件)

第14条 本契約に関するその他の提供条件については、別記1から6に定めるところによります。

第4章 利用に係る義務

(契約者等の義務)

第15条 契約者等は、次のことを守っていただきます。

- (1) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。
 - (2) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (3) 別記3に定める禁止事項を行わないこと。
- 2 契約者等は、本サービスの利用に際して生じた名誉毀損、プライバシーの侵害及びその他一切の紛争について、契約者等自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
 - 3 契約者等は、本サービスの利用申請と同時に、本サービスで取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとします。
 - 4 契約者等が、本条第1項の規定に違反して当社設備を亡失し、又は毀損した場合、契約者は当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(管理者の選任)

第16条 契約者は、必ず本サービスの管理者を設置するものとします。

2 管理者は、加入施設の利用者に対して利用者IDおよびパスワードを付与するものとします。

(個人情報等の取り扱い)

第17条 契約者等は、本サービスで取り扱う情報について、個人情報の保護に関する法律、その他関係する法律に従って、適切に取り扱うものとします。

(第三者利用)

第18条 契約者等は第三者に本サービスの一部又は全部を利用させることはできません。

2 契約者等が本サービスの利用により知り得た情報の取り扱いについては、当社は一切関知せず、いかなる責任も負いません。

3 契約者等が本サービスを利用して一時保管した情報について、ユーザー本人からの削除の申し出、又はユーザー本人からの申し出を受けた当社からの削除の申し出があった場合、契約者等はこれに応じていただきます。

(利用環境の整備)

第19条 契約者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、その設備に係る費用負担と責任を負うものとします。

(アカウント等の管理)

第20条 契約者等は、本サービスにて提供されるアカウント、パスワード、電子証明書及び電子証明書PIN（以下「アカウント等」といいます。）を厳重に管理するものとし、これらを不正使用されることがないように万全の配慮を講じるものとします。また、もしこれらの不正使用により損害を与えた場合には、契約者はその損害を賠償するものとします。当社は、いかなる損害についても、賠償をいたしません。

2 当社は、アカウント等の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

3 契約者等は、アカウント等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、アカウント等の漏洩を原因とする不正使用が発生した場合、パスワードを初期化することがあります。パスワードを変更した場合、当社は契約者に対しその旨を通知します。

5 管理者は、本契約の解除を行った場合、電子証明書をただちに消去していただきます。

6 管理者は、管理者ID又は管理者パスワードが不明となった場合、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。当社は、当該管理者の本人確認を確実に実施した上で、速やかに当該管理者ID及びパスワードを通知します。

(ソフトウェア等の管理)

第21条 契約者等は、本サービスの提供に関し、当社が提供する電子証明書及びコンピュータプログラム等のソフトウェア（以下、「ソフトウェア等」といいます。）の利用について、以下の条件を守るものとします。

(1) ソフトウェア等を、本サービスを利用する目的以外に使用しないこと。

(2) 当社の事前の承諾なくソフトウェア等を複製しないこと。

(3) ソフトウェア等を改変等しないこと。

(4) 本契約により知り得たソフトウェア等に関するいかなる情報も第三者に漏洩しないこと。

(5) ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと。

(6) ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること。

(7) 本契約の解除があった場合、当社が契約者等に提供しているソフトウェア等をただちに消去すること。

(8) ソフトウェア等の利用に関し、第38条（ソフトウェアの著作権等）の規定を遵守すること。

2 前項の規定に違反して、当社又は第三者に損害を与えた場合には、契約者は、当社又は第三者に対し、損害を賠償するものとします。

(機器等の管理)

第22条 本サービスを利用する上で使用する機器及び媒体（磁気テープ、カセット、CD、DVD、印刷された用紙など）について、契約者の責任をもって管理していただくものとします。

(申請情報の提供)

第23条 契約者等は、本サービス利用のために当社に申請した情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

(電子メールによる応答義務)

第24条 契約者等は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。

2 当社は、契約者等に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

(技術基準の維持)

第25条 契約者等は、当社が当社ホームページ等において定める技術的条件を遵守するものとします。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第26条 契約者等は、本サービスの利用に係る情報セキュリティに関する情報漏洩等の事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、速やかに当社へ報告するものとします。

第5章 附帯サービス

(附帯サービス)

第27条 本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記6に定めるところによります。

第6章 提供停止等

(利用の一時中断)

第28条 当社は、契約者から請求があったときにおいて、当社の本サービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、本サービスの利用の一時中断（その契約に係る設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(提供中止)

第29条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社設備の保守上やむを得ないとき。

(2) 当社又は他の事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき。

(3) 当社設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき。

(4) 第31条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を中止するとき。

(5) 前各号のほかに、当社の業務の遂行上やむを得ないと当社が判断した場合。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、予めそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 3 当社は、本サービスの中止等が発生した場合でも、これに起因する契約者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

(提供停止)

第30条 当社は、契約者等が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 契約上の債務を履行しなかったとき。
 - (2) 当社が提供するサービスの利用に関し、当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。
 - (3) 金融機関等により契約者が指定した支払方法が使用できなくなったとき。
 - (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき。
 - (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約等違反により契約を解除されたとき。
 - (6) 別記3に定める本サービスの禁止事項を行ったとき。
 - (7) 第37条(自動更新時における提供停止と解除)に定める支払遅延を行ったとき。
 - (8) その他、当社が不適切と判断するとき。
- 2 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間(その本サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その本サービスの提供を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第15条(契約者等の義務)の第1項各号の規定に違反したとき。
- 3 当社は、当社と複数の契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約に係るサービスで第15条(契約者等の義務)の第1項各号の規定に違反したときは、その全ての契約に係るサービスの提供を停止することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により本サービスの提供停止をするときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、契約者が第15条(契約者等の義務)の第1項各号の規定に違反したときであって、サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又はおそれのある行為をしたとき、及び緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 本サービスの提供停止により、契約者等に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(利用の制限)

第31条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。また、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要なサービスの利用及び公共の利益のため緊急を要するサービスの利用を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関以外のものによるサービスの利用を制限する措置をとることがあります。この場合において、優先的に取り扱う内容は、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記5に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 契約者が、当社サービスの提供、他の契約者のサービスの利用又は当社設備に著しい支障を及ぼしもしくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者のサービスの利用を制限する場合があります。

（提供の廃止）

第32条 当社は、業務の都合によりやむを得ずサービスの全部又は一部を廃止することがあります。これにより、契約者、その他いかなる者が何らかの損害を被ったとしても当社は一切の責任を負いません。

第7章 料金等

（料金）

第33条 当社が提供する本サービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金とします。

（料金の支払義務）

第34条 契約者は、本サービスの提供を受けるために、以下に定める支払期日までに料金表第1表（料金）の料金額〔年額〕（以下「料金」といいます。）を支払う必要があります。

- (1)（初回）本サービス申込後、当社が指定する日
 - (2)（自動更新時）前回契約満了日
- 2 契約期間内において、利用の一時中断又は契約期間内における解除により本サービスを利用できない状態が生じた場合、料金の返還はいたしません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（料金の計算方法等）

第35条 料金の計算方法並びに料金及び手続き等に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第36条 契約者は、料金及び手続き等に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消

費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(提供停止と解除)

第37条 当社は、支払期日を経過しても支払いが確認できない場合、以下のとおり、サービスの提供停止及び本契約の解除を行います。

- (1) 支払期日までに支払いが確認できない場合、サービスの提供を停止します。
- (2) 支払期日の1カ月後までに支払いが確認できない場合、本契約は解除となります。

第8章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

(ソフトウェアの著作権等)

第38条 本サービス提供にあたり、当社から契約者に提供するソフトウェアの著作権などの権利は各々の著作権者に帰属するものであり、当社は契約者に対して、いかなる権利譲渡の代行を行うものではありません。

- 2 契約者等は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

(データ等の取り扱い)

第39条 本サービスにおける当社のサーバー上のデータが、滅失、毀損、当社の責によらない漏洩及び本来の利用目的以外の使用の結果発生する損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合は、本項は適用しません。

- 2 ユーザーが登録しているお薬手帳情報について、当社はその安全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しません。
- 3 本サービスからe薬Linkに提供するお薬手帳情報等の取扱いについては、日本薬剤師会が別に定める規約・規程等に準拠するものとします。
- 4 e薬Linkを経由して本サービスに提供されるお薬手帳情報等のデータについて、当社はその安全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しません。

(指定ソフトウェア)

第40条 当社は、本サービス利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者等が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

(バックアップ等)

第41条 契約者等は、異常事態等の発生に備えて、データのバックアップを取得する等の必要な対応を講じるものとします。なお、対応を講じなかったことにより生じる契約者等の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(運用管理・データの利用等)

第42条 当社は、業務上必要な復旧、保守、確認作業等を目的として、契約者等のデータ等に管理者権限をもってアクセスできるものとします。また、当社はサーバー設備の故障又は停止の復旧等の設備保全、サービスの維持運営のため、契約者等のデータを確認し、または複写、複製することがあります。

(ソフトウェアの更新等)

第43条 当社は、契約者に提供するソフトウェア等について、当社が必要と判断した場合において、バージョンアップや修正などの措置を実施できるものとします。

- 2 このバージョンアップ等の作業の間に、本サービスの提供を中止することがあります。この場合には、第29条（提供中止）の規定を適用いたします。

(解除時のデータ・ソフトウェア等)

第44条 第12条（契約者が行う契約の解除）又は第13条（当社が行う契約の解除）により本契約が解除された場合、契約者等は端末内のソフトウェア等を削除するものとします。また、当社は、当社サーバーから契約者等のデータ等を削除します。これによる契約者等の損失、損害等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第9章 保守

(修理又は復旧の順位)

第45条 当社は、当社の設置した設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第31条（利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる本サービスの利用を確保するため、次の順位に従ってその設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記5に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

2 当社は、当社の設置した設備を修理又は復旧するときは、暫定的にサーバー装置等を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(免責)

第46条 当社は契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障などによってその結果発生する損害（逸失利益、データの消失、事業の中断、精神的損害、第三者に対する損害賠償・損失補償を含み、これらに限定されません。以下、本条において同じとします。）について、債務不履行、明示又は黙示の保証責任その他請求原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、いかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合には、本項は適用しません。

2 当社は、端末等に付随するコンピュータプログラムの瑕疵に起因して発生する損害や端末等に付随するコンピュータプログラムの利用及び端末等に付随するコンピュータプログラムを当社が変更することに起因して発生する損害について、いかなる責任も負いません。また、当社は、契

約者が当社に請求してインストールしたOS等のコンピュータプログラムや契約者が自らインストールしたコンピュータプログラムやデータ等が原因で発生する損害については、いかなる責任も負いません。

3 契約者等が、本サービスの利用にあたり、他の事業者から提供を受けている役務に起因して本サービスが利用不能となった場合、当社は、契約者等が被った損害については、いかなる責任も負いません。

4 当社は、この約款等の変更により、契約者等が設定もしくは設置したコンピュータプログラムの改造又は変更（以下「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

（利用責任）

第47条 本サービスの利用に関連して、契約者等が自らを除く第三者に対して損害を与えた場合又は紛争を生じた場合、契約者等は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者等が、本サービスを利用することにより、当社に損害を与えたとき、及び自らを除く第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被ったとき、契約者は当社に対しその損害を賠償するものとします。

（お客さま情報の保護）

第48条 当社は、当社ホームページで公表する「個人情報保護方針」に定めるところにより、契約者にかかる情報（本サービス申込時又は本サービス提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします）を適切に取り扱います。

2 当社は、本サービスの提供にかかるお客さまの情報は、当社ホームページで公表する「情報セキュリティ方針」に定めるところにより適切に管理し、機密保護に努め、第三者に漏洩しないものとします。

第11章 雑則

（承諾の限界）

第49条 当社は、契約者から請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるなど、本サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（特約条項等）

第50条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で本サービスを提供することがあります。

この場合、当社と契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

（法令に規定する事項）

第51条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

別 記

別 記

1 氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名もしくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、当社に通知していただきます。
- (2) (1) の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2) の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 サービスの禁止事項

契約者等は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利、肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (3) 他人の財産を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (5) 本サービス利用の上でのみ知り得る情報を第三者に漏洩する行為。
- (6) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (7) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
- (8) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (9) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。
- (10) 第三者の本サービスの利用などに支障を与える方法あるいは態様においてサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (11) 他人の設備等又は本サービスの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。
- (12) 当社あるいは第三者の運用する設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用する設備に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (13) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータプログラムを使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (14) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (15) Web サイトもしくは電子メール等を利用する方法により、他人のアカウント及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為。
- (16) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為。
- (17) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。

- (18) 他人のアカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。他人になりすまして本サービスを利用する行為。
- (19) 他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。
- (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為。
- (21) その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (22) その他法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。

(注) 契約者等が禁止事項に該当する行為を行っている場合、当社は、第31条（提供停止）に定める措置を行うほか、契約者等の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者等の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

4 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

5 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

6 支払い証明書等の発行

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、その本サービスに係わる支払い証明書等（以下「支払い証明書等」といいます。）を発行します。この場合、契約者は、料金表第2表第1（発行料）に定める発行料を支払っていただきます。

料 金 表

料 金 表 目 次

通則	1 6
第 1 表 料金	1 7
第 1 利用料金	1 7
第 2 表 附帯サービスに関する料金	1 7
第 1 発行料	1 7

通 則

(料金の計算方法)

- 1 契約者が契約に基づき支払う料金は前払いとします。
- 2 (初回) 当社は、サービス提供開始日の翌月 1 日 (以降「起算日」といいます。) より 1 年間について料金が発生します。なお、サービス提供開始日から起算日前日までの料金は発生しません。また、当社は、当社の判断により、起算日を翌々月 1 日とする場合があります。
(自動更新時) 契約満了日の翌日より 1 年間について料金が発生します。
- 3 当社は、契約期間途中における解除について、年額で定められている料金の日割はいたしません。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2 に規定する起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び手続き等に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(前受金)

- 7 当社は、料金及び付帯サービスに関する料金について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、予め前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

- 8 第 3 3 条 (料金) 及び第 3 4 条 (料金の支払義務) の規定、その他この約款の規定により料金表に定める料金及び手続き等に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (税抜価額 (消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)) とします。に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。なお、この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。
- 9 8 の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第 1 表 (料金)、第 3 3 条 (料金) 及び第 3 4 条 (料金の支払義務) の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

第1表 料金

第1 利用料金

1 料金額（利用料〔基本額〕）

区 分	料金額〔年額〕（税込価格）
管理者（管理薬剤師）が 日本薬剤師会会員の薬局の場合	18,000円（19,800円）
上記以外の場合	24,000円（26,400円）
備考 1 管理者（管理薬剤師）が日本薬剤師会会員の薬局の場合には、本サービスの申込み時に申告していただく必要があります。 2 管理者（管理薬剤師）が、契約期間中に日本薬剤師会会員になった場合、及び、会員でなくなった場合、契約満了日の2カ月前に申告していただくことで、次の自動更新時より料金額が変更になります。	

第2表 附帯サービスに関する料金

第1 発行料

区 分	単 位	料金額（税込価格）
支払い証明書等発行料	1の支払い証明書等 の発行ごとに	300円（330円）
備考 1 当社は、支払い証明書等を1の領収ごとに発行します。 2 当社は、当社の判断により、発行料をいただかない場合があります。 3 支払い証明書等の発行について、契約者と当社間の契約内容によっては発行できない場合があります。		

附 則

附 則

- 1 この約款は、2015年5月18日から実施します。

附 則

- 1 この約款は、2015年6月1日から実施します。

附 則

- 1 この約款は、2016年4月15日から実施します。

附 則

- 1 この約款は、2017年10月10日から実施します。

附 則

- 1 この約款は、2019年10月1日から実施します。